

改正

平成25年6月27日条例第35号

平成26年6月25日条例第12号

清須市社会教育施設運営委員会条例

(設置)

第1条 社会教育施設の運営に関する重要な事項を協議するため、清須市社会教育施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「社会教育施設」とは、別表に掲げる施設をいう。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから清須市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行際現に清須市社会文化施設運営委員会及び清須市社会体育施設運営委員会の委員であった者は、この条例の施行の日に、この条例第3条第2項の規定により清須市社会教育施設運営委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

附 則（平成25年6月27日条例第35号抄）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設の名称	
公民館	清洲市民センター（中央公民館）、西枇杷島小田井公民館、朝日公民館及び春日公民館
体育館	春日 B & G 体育館
新川地域文化広場（カルチバ新川）	
清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）	
屋外社会体育施設	西枇杷島野球場、西枇杷島子ども野球場、新川軟式野球場、西枇杷島

	ソフトボール場、新川ソフトボール場、西枇杷島テニスコート、浄化センターコート、新川テニスコート、春日テニスコート、春日B&Gテニスコート、新清洲多目的広場、新川多目的広場、春日B&G多目的運動場、新川グラウンド、西田中グラウンド及び春日グラウンド
西枇杷島問屋記念館	
西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）	
清須市立図書館	
はるひ美術館	